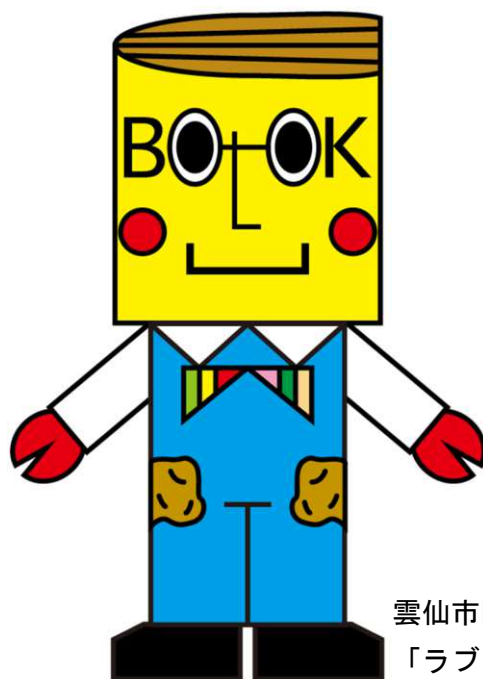


第2次雲仙市読書活動推進計画 (案)



雲仙市図書館キャラクター
「ラブックン」

令和4年 月
雲仙市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1. 第2次計画策定の背景 1
2. 計画の位置づけ 3
3. 計画の期間 3
4. 計画策定までの過程 4

第2章 計画の基本目標

1. 計画の基本目標 5
2. 計画の体系 6

第3章 雲仙市を取り巻く読書環境の現状と基本目標を実現するための課題解決に向けた取り組み

1. 家庭における読書活動の支援 7
2. 市・図書館等と地域における読書活動の支援 10
3. 保育所・認定こども園、学校における読書活動の支援 16
4. ボランティア等民間団体との関係強化 21

第1章 計画策定の趣旨

1. 第2次計画策定の背景

平成13年12月、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律」を定め、平成14年度から5年ごとに「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成30年4月に「第4次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。平成17年には「文字・活字文化振興法」が制定され、文字・活字文化の振興を促すための国や地方公共団体の責務や関係機関との連携強化、学校教育における言語力の涵養などについて定めています。

長崎県においては、国の計画を受ける形で5年ごとに「長崎県子ども読書活動推進計画」を定め、平成31年3月に、「第4次長崎県子ども読書活動推進計画」を策定しています。

雲仙市教育委員会では、平成29年4月に「雲仙市読書活動推進計画」を策定し、5年間の計画期間中に乳幼児期から高齢期まで、すべての市民を対象とした読書活動の推進に関する施策を、総合的、計画的に進めて参りました。加えて、雲仙市図書館と同規模の施設である愛野図書館を開館するにあたって、平成31年3月には全市的な図書館業務運営の在り方について定めた「雲仙市図書館運営計画」を策定しました。

「雲仙市読書活動推進計画」の期間中、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指し、令和元年6月に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が制定されました。

現在の日本社会では、人工知能（AI）・ビッグデータ⁽¹⁾の活用等の技術革新が急速に進み、働き方やライフスタイルにも大きな変化をもたらされています。さらに、少子高齢化の進行による人口構造・家族の形態の変化、産業構造の変化と家庭の貧困問題などにより、人々の意識も大きく変わってきました。

⁽¹⁾ ビッグデータ：膨大なデータ。情報通信技術の発達により、インターネットを通して、さまざまな種類、形式のデータが収集されている。

このような中、雲仙市教育委員会では、「第2次雲仙市総合計画」の基本方針の一つである「将来を担う人財づくりと歴史と文化が輝く郷土づくり」を推進するために令和2年3月に「雲仙市教育大綱」を定めました。また、「雲仙市教育大綱」を具現化するために、令和3年4月に「第2期雲仙市教育振興基本計画」を策定し、雲仙市教育方針や努力目標を掲げるとともに、「やさしさに満ちた教育【人・地域・環境】」をキーワードに施策に取り組んでいます。

そこで、雲仙市教育委員会では、「雲仙市読書活動推進計画」の計画期間が令和4年3月で終了することから「第2期雲仙市教育振興基本計画」に基づき、「雲仙市読書活動推進計画」の趣旨を踏襲した改訂版として「第2次雲仙市読書活動推進計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は市政全般にかかる総合計画である「第2次雲仙市総合計画」、「雲仙市教育大綱」、及び「第2期雲仙市教育振興基本計画」に基づく雲仙市の読書活動推進に関する基本的な計画です。

この計画の第3章は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条に規定する雲仙市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（市町村子ども読書活動推進計画）に位置付けます。

計画策定にあたっては、国の「第4次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」及び県の「第4次長崎県子ども読書活動推進計画」を踏まえています。

この計画の第3章は、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号）第8条に規定する雲仙市における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画に位置付けます。

計画策定にあたっては、国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を踏まえています。

この計画の範囲は、本市教育委員会が所管する施策の範囲とします。

3. 計画の期間

雲仙市読書活動推進計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を対象期間とします。

4. 計画策定までの過程

(1) 図書ボランティア活動に関するアンケート調査の実施

市民との協働の視点から、雲仙市図書ボランティアグループ協議会⁽²⁾登録団体会員104名を対象に図書ボランティア活動に関するアンケート調査を実施しました。

①調査期間

令和2年12月16日～令和3年1月15日

②調査対象

雲仙市図書ボランティアグループ協議会登録団体会員104名

③調査方法

雲仙市図書ボランティアグループ協議会登録団体代表者へ調査用紙を配布、代表者が調査用紙を取りまとめ生涯学習課へ提出。

④回収状況

回収数 54票 (内 白票1票)

有効票数 53票 有効回収率 51.0%

(2) 雲仙市図書館協議会の開催

雲仙市図書館協議会を開催し、本計画について協議を行い、雲仙市図書館協議会の意見を反映しました。

⁽²⁾ 雲仙市図書ボランティアグループ協議会：雲仙市図書ボランティアグループ協議会「回転木馬」は、市全体の読書活動の振興を目的に、平成25年1月に市内9つの図書ボランティアグループにより設立した。普段はグループごとに小・中学校や福祉施設、公民館等での読み聞かせを行っているが、年に数回、ボランティア同士の情報交換やスキルアップを目的とした交流会を開催し、図書館まつりなどで合同のおはなし会を実施している。

第2章 計画の基本目標

1. 計画の基本目標

雲仙市教育委員会では、平成29年4月に「雲仙市読書活動推進計画」を策定し、5年間の計画期間中に乳幼児期から高齢期まで、すべての市民を対象とした読書活動の推進に関する施策を、総合的、計画的に進めて参りました。

本市では家庭、地域、学校、民間団体において、それぞれ充実した読書活動が推進されています。

そこで、「第2次雲仙市読書活動推進計画」においては、基本目標として「読書活動を活性化するための関係者の連携強化と年齢に応じた読書活動の支援」を掲げ、家庭、市・図書館等、地域、保育所・認定こども園、学校、ボランティア等民間団体が、読書活動の情報を共有し、互いの資質を向上させることにより連携を強化し、それぞれが、年齢に応じた読書活動の支援を行うことによりさらなる読書活動の推進を図ります。

2. 計画の体系

以下に示す計画の体系によって基本目標を実現する取り組みを推進します。

第2期雲仙市教育振興基本計画主要施策
 生涯にわたって学べる環境作り
 市民のニーズに応じた図書館・図書室運営の充実



「第2次雲仙市読書活動推進計画」

基本目標 読書活動を活性化するための関係者の連携強化と
 年齢に応じた読書活動の支援

	家庭		市・図書館等 地域	保育所・ 認定こども園、学校	ボランティア等 民間団体
高齢期	図書館（室）の有効利用	家読の推進	年齢に応じたサービスの実施 各団体・機関との連携 市民の誰もがたぐさんの本に出会える読書空間づくり	発達段階に応じた読書指導 学校図書館を活用した学習指導の 充実	年齢に応じた読書支援 各団体・機関との連携
成人期					
青年期					
中学生期					
小学生期					
乳幼児期					

第3章 雲仙市を取り巻く読書環境の現状と基本目標を実現するための課題解決に向けた取り組み

1. 家庭における読書活動の支援

(1) 施策の方向性

読書習慣を身につけるためには、乳幼児期から本に接することのできる機会をつくる必要があります。子どもの発達段階に応じて、興味を持ち、感動する本を提供していくことは、知的探究心の育成につながる大きな力となります。

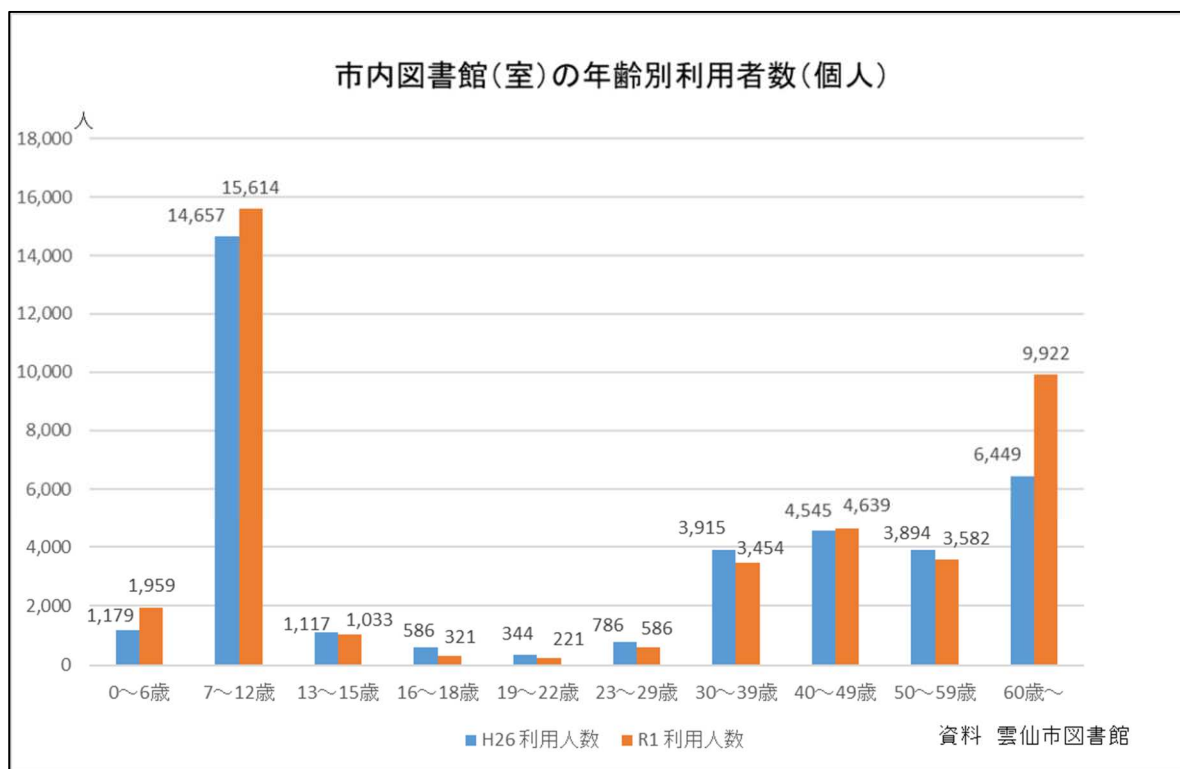
読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられるよう、保護者が積極的に読書活動の習慣化に取り組む必要があります。

家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、読書に親しむきっかけを作ることが大切です。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣づけを図ったり、読書を通じて感じたことや考えたことを親子で話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

さらに、家庭における読書活動の取り組みは、家族間のコミュニケーションを深めることにもつながります。親子が読書の喜びを共有し、ともに成長していくことは、子どもにとっても、大人にとってもその後の人生を豊かなものにしてくれます。

(2) 現状と課題

【資料1】



① 青少年層の読書離れ

市内図書館(室)の年齢別利用者数をみると、13歳から29歳までの利用者数が著しく少ないことがわかります。(資料1参照) 高校生の読書離れは国、県の子ども読書活動推進計画でも課題とされています。

成長とともに、子ども達は読書以外の趣味や遊び、習い事などに費やす時間が多くなる傾向があり、また、スマートフォン等のメディアの普及により「読書離れ」、「活字離れ」が進んでいると考えられます。

② インターネット利用に関する安全啓発

内閣府が実施した「令和2年度青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、インターネットを利用していると答えた割合は小学生90.5%、中学生97.4%、高校生98.9%で学校種別が上がるほどインターネットを利用している割合が高くなっています。

一方で、スマートフォンやタブレットなどのメディア機器利用の若年化が進む傾向も見られ、インターネット利用に関するメディアリテラシーの向上、安全啓発の実施が求められます。

(3) 課題解決に向けた取り組み

①「雲仙市家庭教育7か条⁽³⁾」と「家読(うちどく)⁽⁴⁾」の推進

雲仙市教育委員会では、「雲仙市家庭教育7か条」の第4条において読書・体験活動を推進しています。「家読(うちどく)で育む豊かな心体験で学ぶ生きる知恵」のスローガンのもと、家族で読みたい本を選び、同じ時間を家族で共有し、読んだ本について感じたことを話し合う読書スタイル「家読(うちどく)」について、特集コーナーの設置や、広報誌、図書館(室)だよりをとおして広報・周知に努めます。

②家族での図書館(室)の利用促進

家族で参加できるイベントを図書館(室)で開催し、家族での図書館(室)利用を推進します。

③メディア安全指導⁽⁵⁾講演会の実施

学校やPTAと連携し、子どもと保護者を対象としたメディア安全指導講演会を開催し、インターネットの正しい使い方について啓発を図ります。

⁽³⁾ 雲仙市家庭教育7か条：雲仙市社会教育委員により、子どもたちの未来を育むことを目的に、親子で学び育ちあう家庭教育を応援する社会を作るため、7つの項目を「子どもの心にふんわり届けるほかほかことば」として提唱されたもの。

⁽⁴⁾ 家読(うちどく)：「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、家族で本を読み感想を話し合うなど読書習慣を共有することで、家族の絆づくりを図る運動。

⁽⁵⁾ メディア安全指導：スマートフォンやパソコンなどの普及による有害な情報環境から子どもを守るための教育・指導。

2. 市・図書館等と地域における読書活動の支援

(1) 施策の方向性

図書館（室）は、市民にとっての、重要な学びの拠点です。人口減少、少子高齢化が加速度的に進む本市においては、図書館（室）は、市民の読書を支援するとともに、地域や市民の日常生活での課題解決に向けた取り組みに必要な資料や情報を提供し、また、学んだことを活かす第2のライフステージにおける自己実現の場を目指す必要があります。

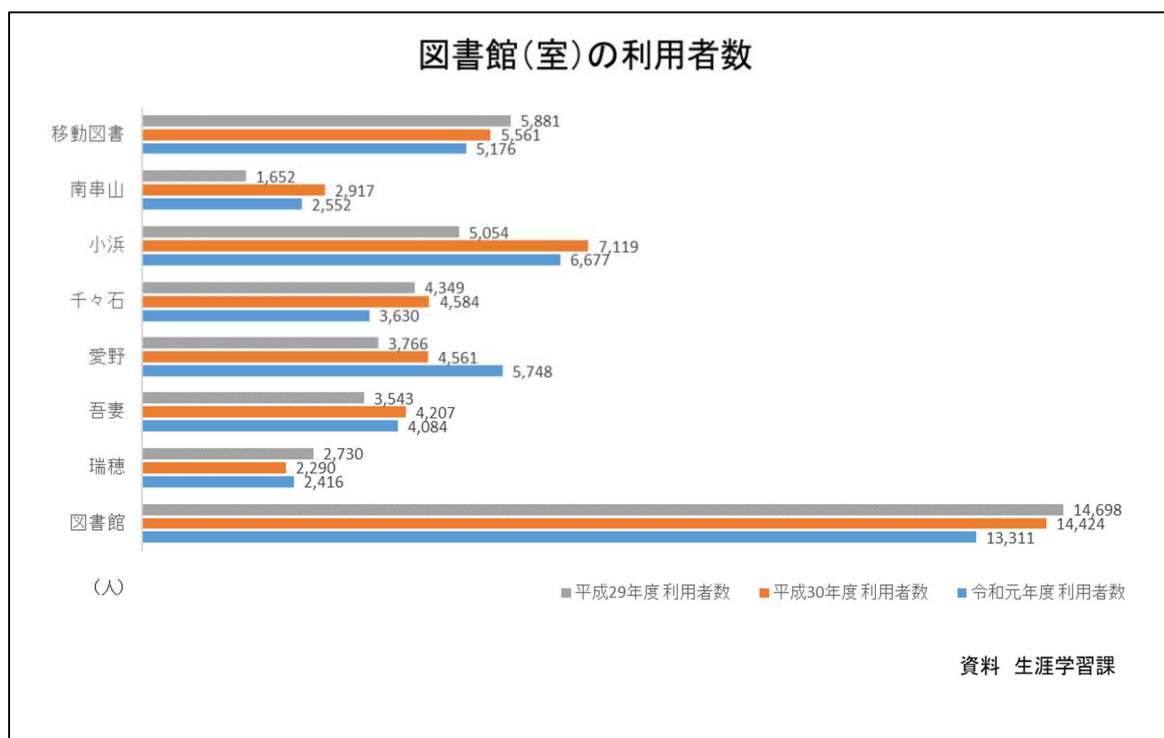
そのためには、幼いころから図書館（室）を親子で利用することで本に親しみ、図書館の利用の仕方を身に付け、大人になってからも図書館（室）を学びの場として積極的に活用できるよう、図書館（室）で、年齢に応じたサービスを積極的に提供する必要があります。

また、令和元年6月に、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指し、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、読書バリアフリー法という。）が制定されました。市においても、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が読書活動を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目指します。

地域における読書活動を推進するためには、身近なところで読書ができる環境を整備していくことが重要です。本市においても、図書館（室）がすべての市民にとって利用しやすい場所になるよう整備を進めるとともに、移動図書館車を活用したサービスを提供します。

(2) 現状と課題

【資料2】



①市民の誰もがたくさんの本に出会える読書空間づくり

本市では、各地区に図書館(室)を設置し地域の読書環境の充実を図っています。「いつでも気軽に」「誰でも」「ニーズに応じて」を基本姿勢として、情報収集や人間力育成が図れる生涯学習推進の場を目指し、図書館運営を行っています。

本市の人口は、令和2年国勢調査(速報値)で41,131人でした。平成17年の合併当時の人口49,998人と比較すると8,867人(17.7%)減少し、人口減少とともに少子高齢化が進んでいます。

また、老朽化が進む施設の建て替えに合わせ複合化を行い、平成30年南串山図書室、令和元年愛野図書室、令和3年瑞穂図書室と施設を更新し、地域コミュニティの拠点となっています。令和元年度は、コロナウィルス感染症の影響で各図書館(室)で貸出数が伸び悩む中、愛野図書室は前年比の約1.3倍の伸びを示しており、読書環境の整備により、市民の読書活動が活発になっていることが伺えます。(資料2参照)

すべての市民が読書に親しむ環境作りを目指し、自宅が遠方にあり来館が難しい子ども、高齢者、障がいのある方に対しての移動図書館車によるサービスを提供しています。また、図書館（室）に多目的トイレを整備するなどしていますが、すべての図書館（室）が利用者にとって快適な施設となるよう、今後、改善を図っていく必要があります。

本市では、ボランティア団体に声の広報事業を業務委託し、市報、議会だより、地域の話題の音訳CDを作成し、視覚障がい者への無償提供や図書館（室）、福祉事務所において貸与を行っていますが、音声訳者のスキルアップを支援し、障がいのある人から依頼を受けた図書の音訳等にも対応できるよう調整を図ります。

他にも、雲仙市社会福祉協議会へ業務委託している視覚障害者生活訓練におけるボランティアによる新聞や情報誌の読み聞かせについても、視覚障がい者のニーズに応じた図書の提供ができるよう図書館（室）との連携を推進します。

併せて、点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック⁽⁶⁾、布の絵本など視覚障がい者等が利用しやすい図書（アクセシブルな書籍⁽⁷⁾）や、音声読み上げ対応の電子書籍、デージー図書⁽⁸⁾、オーディオブック等（アクセシブルな電子書籍等）についての研究を進めます。

⁽⁶⁾ LLブック：「LL」はスウェーデン語で「読みやすい」を意味する語の略。知的障がいや学習障がいのある人などが読みやすいよう、イラストや写真、記号、身近言葉で構成された本。

⁽⁷⁾ アクセシブルな書籍：視覚障がい者等が利用しやすい書籍。

⁽⁸⁾ デージー図書：活字による読書が困難な人々のための録音図書の国際標準規格。Digital Accessible Information SYstem の略称。

②年齢に応じたサービスの実施

市では3ヶ月児を対象とした赤ちゃん健康相談の際、市民ボランティアを通して保護者へ子どもへの語りかけの大切さや読み聞かせの楽しさを説明し、絵本等を手渡すブックスタート事業を継続して行っています。雲仙市図書館、愛野図書室、小浜図書室では乳幼児向けのおはなし会を開催し、親子で図書館（室）で本に親しむ機会を提供しています。

また、児童を対象として、図書館（室）を利用するきっかけづくり、利用の仕方を学ぶ場を提供することを目的に、ボランティアや司書によるおはなし会や、図書館司書体験、工作教室等のイベントを開催しています。

本市では、7～12歳の図書館（室）の利用者数が他の年代と比較すると最も多く、児童サービスが充実していることが伺えます。しかし、13歳以降のヤングアダルト⁽⁹⁾と呼ばれる世代から29歳までの若い世代の図書館（室）の利用者の減少は著しく、趣向にあったサービスを提供することが求められます。（P8資料1参照）

また、人口減少、少子高齢化が進む本市において、図書館（室）が地域活動や市民の日常生活での課題解決に向けた取り組みに必要な資料や情報、学びと交流の場、学んだことを活かすボランティア活動の場を提供し、生涯学習の拠点施設としての機能を高めていくことが地域力向上につながります。

乳幼児期から高齢期まで、すべての市民を対象とした読書活動を推進し、市民と本が会うきっかけの場をつくるために、年齢に応じたイベントを図書館（室）で開催していきます。

⁽⁹⁾ ヤングアダルト：一般的に子どもと大人の間にいる人達と定義され、中・高生世代をさす。多くの図書館では、特有のニーズに応えるサービスを提供している。

(3) 課題解決に向けた取り組み

①公衆無線LAN環境⁽¹⁰⁾の提供と周知

令和3年度から図書館（室）で供用を開始した公衆無線LAN環境について、利用の仕方を周知し、多様な情報収集の場としての機能向上を図ります。

②積極的な広報の実施

広報紙、ホームページ、SNS⁽¹¹⁾を活用し、図書館（室）の積極的な広報に努めます。

③図書館等利用者の意見箱の設置

図書館（室）に利用者の意見箱を設置し、市民の声を活かした図書サービスの改善を図るとともに、市民に親しまれる読書空間づくりを進めます。

④市民が図書館（室）を訪れるきっかけ作り

成長段階や年齢層に応じたイベントを実施することで、市民と本が出合うきっかけづくりに努めます。

⑤読書啓発に係るイベントの実施

子どもの読書活動の重要性について理解の浸透を図るため、「子ども読書の日」（4月23日）、「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「文字・活字文化の日」（10月27日）の周知を図り、読書啓発に関連した事業実施を図ります。

⑥ヤングアダルトを対象とした資料の収集、利用の促進

ヤングアダルトの趣向に沿った資料の収集に努め、展示方法を工夫することで利用の促進を図ります。

⁽¹⁰⁾ 公衆無線LAN環境：無線LANを雲仙市の公共施設で使えるようにしたサービス。無線LANにノートパソコン、タブレット型端末、スマートフォンなどをつなぎ、インターネットに接続する。

⁽¹¹⁾ SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。個人間のコミュニケーションの促進を目的としたコミュニティ型のWebサイトのこと。

⑦年齢に応じた図書館（室）の利用案内

年齢に応じた図書館（室）の利用の仕方を紹介することで、利用者の興味、関心を喚起します。

⑧障がいのある方にも対応した読書環境の改善

アクセシブルな書籍、電子書籍等についての研究を行い、様々な障がいに対応した読書環境の整備を目指します。

また、音声訳ボランティアの活動を支援するとともに、連携を強化し、視覚障がいがある方の読書活動の推進を図ります。

⑨障がいのある方にも利用しやすいホームページの作成

年齢や障がいの有無にかかわらず利用者の誰もが活用できるホームページの構築を目指します。

⑩レファレンスサービス⁽¹²⁾の充実

市民の課題解決に係るレファレンスサービスの充実に努めます。

⑪移動図書館車による市内巡回

小学校、保育園、福祉施設へ積極的に訪問を行い、本の貸出等のサービス提供を行い読書活動の推進を図ります。

また、地域のニーズに応じた新たな巡回先を検討します。

⁽¹²⁾レファレンスサービス：情報や資料を求めている図書館利用者に対して、図書館員が利用案内や情報、資料を提供すること。

3. 保育所・認定こども園、学校における読書活動の支援

(1) 施策の方向性

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、保育所・認定こども園（以下、保育所等という。）、学校は大きな役割を担っています。

保育所等は、乳幼児期の子どもが読書の楽しさを知ることができるよう、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、保育所保育指針等という。）に基づき、絵本や児童書に親しむ活動を積極的に行うことが必要です。

また、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められます。

学校教育法においても、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されています。併せて、平成29・30・31年改訂学習指導要領でも「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」とされています。これらを踏まえ、子どもの生涯にわたる読書活動を推進し、読書習慣を形成していく上で、保育所等、学校は適切な支援や指導を行うことが必要です。

(2) 現状と課題

【資料3】

令和2年度雲仙市内小・中学校図書蔵書状況

	令和2年度末 蔵書数	文部科学省が 定めた標準冊数	充足率		最低充足率	最高充足率
小学校	152,175	101,520	149.9%	小学校	107.0%	260.6%
中学校	97,096	52,960	183.3%	中学校	141.3%	226.4%

資料 学校教育課

①学校図書館の環境整備

学校図書館法において、学校図書館の目的については、「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（略）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」（第2条）と規定されています。

平成5年3月に文部科学省は学校図書館に整備すべき蔵書の標準を定めており、雲仙市内小・中学校においては標準冊数をすべての学校で満たしています。（資料3参照）その上で、古くなった資料を更新し児童生徒の興味関心を引く新しい資料を整備したり、図書館の団体貸出等を利用したりするなどして児童生徒のニーズに応える図書館経営が求められます。

【資料4】

雲仙市内小・中学校図書貸出状況

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	貸出冊数	1人当	貸出冊数	1人当	貸出冊数	1人当
小学校	342,080	157	307,189	144	345,369	161
中学校	38,056	35	43,571	41	46,539	45

令和2年度学校別貸出冊数平均値(最低・最高)

	最低(冊)	最高(冊)
小学校	87	285
中学校	30	71

資料 学校教育課

②学校図書館の利活用について

学校図書館は、児童生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての役割に加え、教員のレファレンスや授業に必要な資料の取り寄せ等のサービスを行うなど教員をサポートする機能も、学校図書館が本来行うべき重要な役割として位置づけられています。

そこで、本市においては、スクールサポーター⁽¹³⁾を配置し、読書活動への支援を行っています。

市内小・中学校図書室の貸出状況を見ると、小学校、中学校ともに増加しています。しかし、学校別貸出冊数の平均値についてみると大きな差があることが分かります。(資料4参照)

⁽¹³⁾ スクールサポーター：学習活動・図書活動支援並びに教育相談等を充実させ、個に応じたきめ細やかな児童生徒への支援及び対応を図るために、市内全小・中学校に配置された雲仙市会計年度任用職員。

小・中学校では、朝読書活動や、ボランティアによる読み語り、図書だよりなど学校の実態に応じた工夫により、児童生徒一人ひとりの個性に合わせた支援を行い、自主的・自発的な読書活動につなげていくことが大切です。

また、障がいのある子どもへの読書活動を推進するためには、それぞれの障がいの状態や特性に応じた本などを整備することが必要です。

読書活動の推進と併せて、情報化社会の中、子どもたちが必要な情報を正しく選択するために必要な情報活用能力の育成が求められています。図書館（室）の利用の仕方を学び、溢れる情報の中から自分に必要な情報を収集し、正しい情報を選択し、活用する力を身に付ける教育も必要です。

図書館（室）では市内の保育所等及び市内小・中学校等に対して、移動図書館車の巡回や、図書館（室）から1団体50冊まで1か月、図書等を貸し出しすることにより、子ども達が新しい本に出合う機会を提供しています。

③保育所等における図書館（室）の利活用について

保育所等においても、読み聞かせなど行われていますが、図書館（室）で行われるおはなし会などのイベントに参加することにより子ども達は楽しい体験を共有し、図書館（室）により親しみを感じることができます。図書館（室）は積極的に参加を呼びかける必要があります。

（3）課題解決に向けた取り組み

①保育所保育指針等及び小・中学校学習指導要領を踏まえた読書活動推進

保育所保育指針等及び小・中学校学習指導要領に基づき、発達段階に応じた読書活動の推進を図ります。

②学校図書室における読書環境の充実

司書教諭や学校図書室を担当する職員を中心にスクールサポーター、ボランティアと協力して、学校図書室の環境を整え、資料の充実を図ります。

③子どもの障がいの状態や特性に応じた本などの整備

障がいのある子どもへの読書活動を推進するために、障がいの状態や特性に応じた本などを整備します。

④学校種間の連携

学校種間の接続期において生活の変化等により子どもが読書活動から遠ざかることがないように小学校、中学校の連携を行い、切れ目ない取り組みを行います。

⑤団体貸出、移動図書館車の巡回による支援

引き続き、移動図書館車の巡回や、図書館（室）から1団体50冊まで1か月、図書等を貸し出しすることにより保育所等及び小・中学校の読書活動を支援します。

4. ボランティア等民間団体との関係強化

(1) 施策の方向性

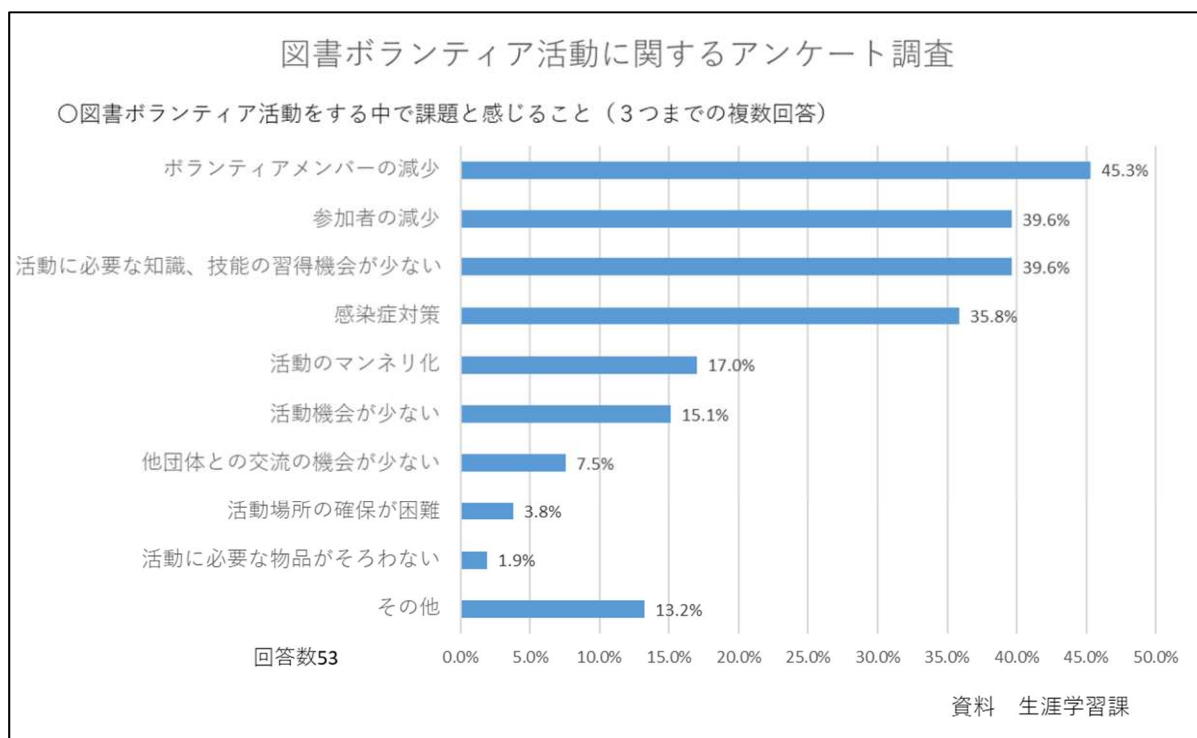
市においては、現在、雲仙市ボランティアグループ協議会「回転木馬」に所属する8団体の図書ボランティア団体、ブックスタートボランティア、学校図書室のボランティア等多くのボランティアが読書推進に携わっています。

読書活動を推進し、生涯にわたって学べる環境作りを進めるためには、家庭、市・図書館等、地域、保育所等、小・中学校、ボランティア等民間団体が連携することが大切です。生涯にわたる読書習慣の形成を図るためには、各機関が連携して、定着した読書習慣が失われてしまわないよう、年齢に応じた切れ目ない読書活動の支援や啓発を行う必要があります。

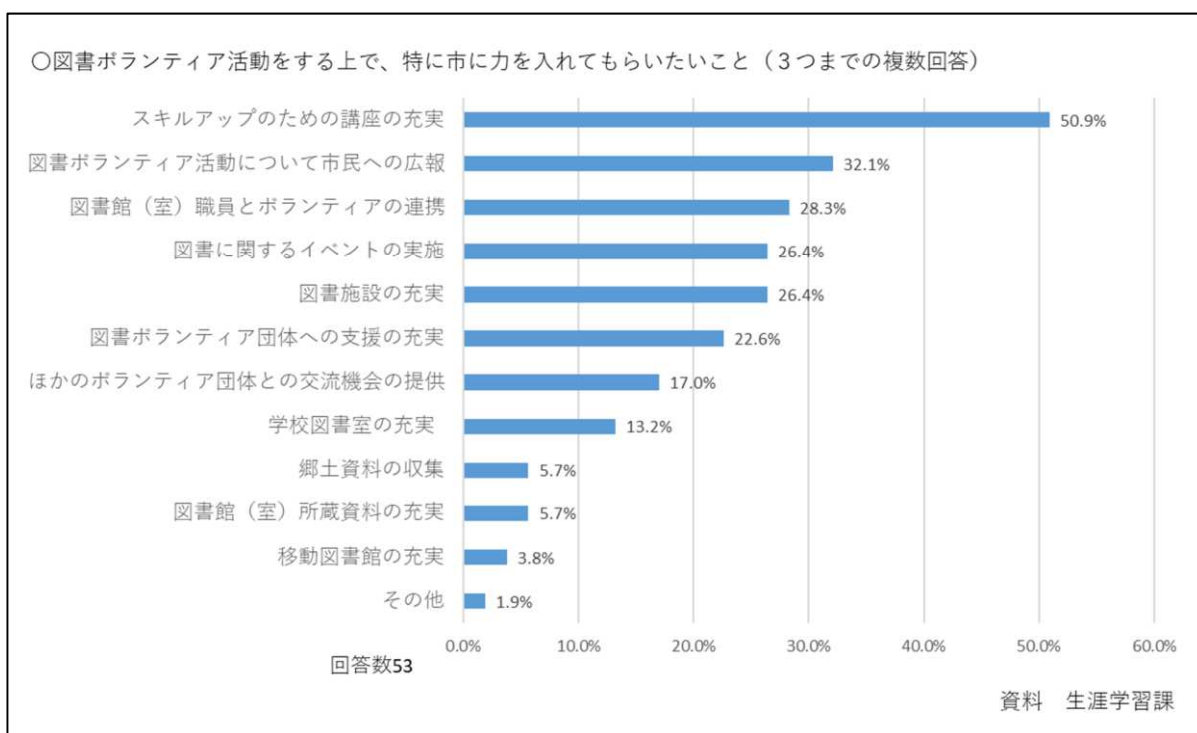
図書館（室）は、市民の読書を支援し、生涯学習の場として、地域や市民の日常生活での課題解決に向けた取り組みに必要な資料や情報、研修機会を提供し、図書ボランティア等の資質の向上を図るとともに、読書活動に係る関係機関をつなぐ場となることが求められます。

(2) 現状と課題

【資料5】



【資料6】



雲仙市教育委員会では、令和2年12月、雲仙市図書ボランティアグループ協議会登録団体全会員104名を対象に本アンケート調査を実施しました。

図書ボランティア活動をする中で課題と感ずることについて多かったのは、ボランティアメンバーの減少(45.3%)、参加者の減少(39.6%)、活動に必要な知識、技能の習得機会が少ない(39.6%)でした。(資料5参照)また、図書ボランティア活動をする上で、特に市に力を入れてもらいたいことについて、多かったのはスキルアップのための講座の充実(50.9%)、図書ボランティア活動について市民への広報(32.1%)、図書館(室)職員とボランティアの連携(28.3%)でした。(資料6参照)

図書館(室)職員と図書ボランティアが連携し、図書ボランティアや図書ボランティアに興味がある人に対し、必要な知識を得るための研修の機会を提供するとともに、図書ボランティア活動について市民への周知を図っていくことが求められています。

(3) 充実に向けての取り組み

①読書活動を推進するための連携支援

家庭、地域、保育所等、小・中学校、ボランティア等民間団体の読書活動推進のための活動を支援します。

②図書ボランティア等を対象とした研修の実施

図書ボランティア等の学びあいを目的とした研修会を実施し、読書活動を推進する人や団体の資質向上や情報共有を図ります。

③図書ボランティア活動についての広報

図書ボランティア活動について情報を収集し、広報を行うことによって活動の活性化を図ります。

④図書ボランティアと協働したイベントの開催

図書館(室)で図書ボランティアと協働してお話し会等のイベントを開催します。